外国人労働者の「外国人雇用状況届出先」について

雇用保険加入対象である場合

「資格取得届・喪失届」で届出

●ワーキングホリデーは加入不可

取

喪失届

●留学生(加入には諸条件あり要確認)

*1 労働者性の判断基準

- 1. 使用従属性に関する判断基準
- (1) 指揮監督下に関する労働: イ.仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無 ロ.業務遂行上の指揮監督の有無 ハ.拘束性の有無 ニ.代替性の有無
- (2) 報酬の労務対償性
- 2. 労働者性の判断を補強する要素
- (1)事業者性の有無:イ.機械、器具、 衣装等の負担関係 ロ.報酬の額
- (2) 専属性の程度
- *2 同一法人の海外事業所から日本国内の事業所への転勤などは、当該外国人は転勤前に海外の事業主に雇用された時点で日本国内の事業所との間で雇用契約を結んでいるものと見なされる
- ※上記いずれにも当てはまらない場合は 下記も参照

中長期在留者の受入れに関する届出

: 出入国在留管理庁

適用事業所を管轄する ハローワークに届出

雇用保険加入対象ではない場合

「外国人雇用状況届出書

(様式第3号)」で届出

●窓口、郵送、電子(インターネット)での届出が可能

注意:*1 外国人労働者が「外国の失業補償制度の適用を受けている」および「業務委託契約」のため被保険者とならず就労する場合も使用従属性が認められる場合は届出が必要

: *2 海外事業所から「企業内転勤」「技術・ 人文知識・国際業務」「技能」「高度専門職」「研 究」で呼び寄せた場合、日本国内の事業主と、契約 が成立していることが入国要件となるため届出が必要

> 外国人労働者は 派遣先・請負先で就労する いいえ

外国人労働者の就労場所は 適用事業所 所在地で就労する

はい

外国人労働者 雇用関係については

こちらをクリック

はい

各届出様式は ハローワーク品川HP 左のバナーより ダウンロード可能

いいえ

届出の不要な外国人労働者

- ●「外交」「公用」「特別永住者」の在留資格のもの
 - *特別永住者 と 永住者は別の在留資格なので 注意 永住者は届出必須!
- ●帰化済者
 - *ただし雇入れ後に帰化した場合「外国人雇用状況届出書(様式第3号)」の離職日を帰化日に書き換えて届出る
- ●海外勤務者
 - *国外に居住している間は「外国人雇用状況届出書」の届出不要 入国後 速やかに届出る

実際に就労する事業所 所在地を 管轄するハローワークに届出

- ●窓口、郵送、電子(インターネット)での届出が可能
- ●電子(インターネット)届出は、支店・店舗など、 各々登録

注意:一度でも紙で届出したことのある支店・店舗などは、すでに「非適用事業所番号」が付与されているため、管轄ハローワークへ連絡し「電子届出切替申請」が必要

●非該当承認を受けている事業所、<u>直営</u>の支店、 店舗、工場毎に各々届出る

(派遣・請負業を主とする事業所が<u>運営する直</u> <u>営の</u>店舗なども含む)

- * 店舗ごとに登録「非適用事業所番号」を取得する
- *番号には「1304-H or -L |などのアルファベットが付く







A店 B店 B店 1304-L22222-2